

インフルエンザ予防接種費用の助成について

期間：令和8年10月1日～令和9年2月28日

インフルエンザ予防のために接種料金の助成を行います。

	対象者	回数	助成額
不活化 ワクチン	・満65歳以上 ・満60歳～65歳未満の身体 障害者手帳1級相当所持者	1回	2,000円 ※生活保護受給者は3,000円
	生後6か月児～13歳未満	2回	1回につき2,000円 ※生活保護受給者は1回につき3,000円
	13歳～高校3年生相当	1回	2,000円 ※生活保護受給者は3,000円
経鼻弱毒 生ワクチン	2歳～高校3年生相当	1回	4,000円 ※生活保護受給者は7,000円

※医療機関の接種料金との差額は自己負担となります。

新型コロナワクチン予防接種費用の助成について

期間：令和8年10月1日～令和9年2月28日

新型コロナウイルス感染症予防のために接種料金の助成を行います。

対象者	回数	助成額
・満65歳以上 ・満60歳～65歳未満の身体障害者手帳1級相当所持者	1回	10,000円 ※生活保護受給者は13,000円

※医療機関の接種料金との差額は自己負担となります。

インフルエンザ・新型コロナワクチンの助成医療機関について

原則として市内の医療機関で接種してください。ただし以下に該当する方は市外でも接種可能です。

- ①鹿児島県内の他市町に主治医のある方
- ②県外に通院中または、入院・入所中の方

※市外の医療機関で接種を希望される場合は、接種前に必ず保健課までお問い合わせください。

問 保健課 保健総務係
☎ 0986-76-8806

【予診票（複写式）の書き方について】 ※予診票は各医療機関に配置してあります。

- ☐ 黒のボールペンまたは鉛筆で、はっきり記入してください。
- ☐ 記入間違いをした場合は、二重線で訂正してください。
- ☐ 複写式になっているため、折り曲げたり用紙の上で文字を書いたりしないよう注意してください。

広告

鹿児島県行政書士会 曾於支部です
—あなたの街の身近な法律家—

行政書士は、行政への申請や手続きを通じて、皆さまの暮らしや事業をサポートする専門家です

主なサポート内容（例）

- 相続手続き
遺産分割協議書の作成や相続に関する手続き
- 農地転用
農地を宅地や駐車場などにする際の許可申請手続き
- 補助金等申請
各種補助金・交付金の申請や事業計画の作成サポート
- 各種許認可手続き
建設業・運送業などの許可、ドローン申請などの手続き

「困りごと」「面倒ごと」はお気軽にご相談ください！

お手伝いします。
ひとりで悩まず、
まずはご相談を！

詳しくはホームページをご覧ください
<https://s-gyosei.net/>
鹿児島県行政書士会曾於支部

役職	氏名
支部役員	
支部長	佐々木智康
副支部長	津留伸二
会計書記	満田泰広
理事	又木英志
監事	吉井千秋
監事	春田龍次

（他支部会員一同）

奨学金返還を支援します



曾於市奨学金返還支援事業について

◎対象者 下記の要件をすべて満たす方

- ① 市内に住所を有している方（令和8年5月1日現在）
- ② 34歳以下の方（令和8年4月1日現在）
- ③ 本市への居住が転勤・出向などによる勤務地の変更によるものではなく、継続して居住する意思を有している方
- ④ 高校・大学など（短期大学、専門・専修学校、大学院を含む）に在学していた方
- ⑤ 週20時間以上の正規雇用契約に基づいて就業している方、独立して事業を営む方（自営業、農業など）
- ⑥ 奨学金の貸与を受け、返還している方
- ⑦ 他の奨学金返還に係る補助金などの交付を受けていない方
- ⑧ 市税および奨学金返還金を滞納していない方

問 企画政策課 デジタル総合戦略室 定住推進係
☎ 0986-76-8802

◎補助内容

対象の奨学金

曾於市育英奨学資金

日本学生支援機構第一種および第二種奨学金

地方公共団体・大学などその他の奨学金

補助対象経費

前年度奨学金返還金（繰り上げ償還や利子を含む）

【28歳の方の例】

令和7年度に返還した金額が24万円の場合は、令和8年度に20万円を補助します。

補助額

上記補助対象経費の額と同額

年度末時点で29歳以下：上限20万円

年度末時点で30歳以上：上限10万円

※年度内に30歳になる方は「30歳以上」に含まれます。

申請期限

令和8年12月28日（月）まで



詳細はこちら

新婚世帯を支援します



結婚にともなう住居費・引っ越し費用の経済的負担を軽減するため、新婚世帯に補助を行っています。

結婚新生活支援事業について

◎対象者

令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦

要件

- ・婚姻を機に市内で住宅を賃貸していること（地域新興住宅を除く）
- ・婚姻時に夫婦ともに満39歳未満であること
- ・世帯所得が500万円未満であること
- ・曾於市に5年以上居住する意思があること など

問 企画政策課 デジタル総合戦略室 定住推進係
☎ 0986-76-8802

◎補助内容

補助対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに

発生した住居費（4か月分の住宅賃借料・敷金・礼金など）と引越し費用（引越し業者または運送業者へ支払った費用）

補助額

支払った住居費と引越し費用の合計金額

① 婚姻時、夫婦ともに29歳以下の場合・・・60万円

② ①以外の夫婦ともに39歳以下の場合・・・30万円



詳細はこちら

「曾於市役所カスタマーハラスメント対応方針」を策定しました

曾於市役所では市民の皆さまとのより良い対話を大切にし、これまでも貴重なご意見やご要望に真摯に向き合ってきました。一方で、ごく一部の過剰な要求や悪質な言動により、職員の執務環境が損なわれる事例が発生しています。こうした行為は職員の心身を疲弊させるだけでなく、他の多くの市民の皆さまへの対応や行政サービスにも影響を及ぼします。

こうした背景から、すべての市民の皆さまに公平で安定したサービスを提供し続け、職員が安心して職務に専念できる環境を整えるため、新たに「曾於市役所カスタマーハラスメント対応方針」を策定しました。

まずはお話をしっかりと「傾聴」し、客観的な基準で判断します

市民の皆さまからのご意見や苦情そのものがカスハラに該当するわけではありません。まずはお話をしっかりと「傾聴」し、事実関係の把握に努めます。その上で「要求内容の妥当性」や「その手段・態様が社会通念上不相当であるか」を客観的に判断します。具体的には、暴言・大声、執拗な長時間拘束、SNSなどへの無断投稿、制度上不可能な要求や権限外の対応の強要などがこれに該当します。

組織全体で対応し、悪質な行為には警告や警察通報を行い、毅然と対応します

これまで職員個人の対応に頼りがちだった現場から、明確なルールに基づいた組織的な対応へと移行します。

① 一人で抱え込まず、組織全体で対応する体制へ

悪質な要求や暴言などがあった場合、担当職員が一人で対応し続けるのではなく、直ちに上司や管理職へ引き継ぎ、複数名による組織的な対応へと切り替えます。

② 段階的な牽制と「正式な警告」の実施

まずは冷静化を促しますが、改善されない場合は毅然とした姿勢でルールを再確認し、「正式な警告」を行います。

③ 「対応打ち切り」や「警察通報」の明確化

警告を無視した居座りや電話の繰り返しなどが続く場合には、これ以上のご説明・対応は行わず「窓口からの退去命令・電話の切断」や、「警察への通報（110番）」といった毅然とした措置を行います。

市民の皆さまへのお願い

今回の方針は、決して「市民の皆さまの声に耳を塞ぐもの」ではありません。悪質な行為から職員を心身ともに守ると同時に「他の多くの市民の皆さまへ、迅速で公平な行政サービスを安定して提供し続けるため」のものです。お互いの人権を尊重した、思いやりのある建設的な対話へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

自転車の交通違反に青切符を導入

令和8年4月から自転車の交通違反に青切符が導入されました。これにより違反で検挙された際の手続きも大きく変わります。

警視庁作成
自転車ルールブック

対象

16歳以上

※運転免許の有無
は関係なし

反則行為と反則金額(一例)

携帯電話の使用など(保持)



12,000円

信号無視



6,000円

車道の右側通行



6,000円

一時不停止



5,000円

◎歩道通行が認められるケース

- ① 道路標識や道路標示で歩道通行可能とされている場合
- ② 13歳未満・70歳以上・一定程度の身体障がいのある人が運転する場合
- ③ 車道の交通量が著しく多い・車道の幅が狭いなどやむを得ない場合

◎歩道通行の取締りの対象 反則金 6,000円

- ① 悪質・危険な行為(スピードを出して歩道通行し、歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合など)
- ② 警察官の警告に従わず歩道通行を続けた場合

問 曾於警察署 交通課 ☎ 099-482-0110

農業振興地域整備計画の見直しにともなう 農用地区域の現地調査を行います

この計画は農業振興地域の整備に関する法律に基づき優良な農地を守り、農地の有効利用など、農業振興のための施策を計画的に進めるためのものです。おおむね5年ごとに見直すこととされており、令和8年度から令和10年度にかけて全体見直しを進めています。



現地調査について

◎調査期間 11月1日から令和9年3月31日(予定)

対象農用地へ調査員が出向きドローンを用いて上空から空撮を行いますが、調査員が農地に立ち入る場合があります。現地調査を行う調査員は市が発行した身分証明書を携帯しています。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

農業振興地域整備計画変更(農用地利用計画変更個別見直し)の申出受付の停止について

見直し作業は関係機関との協議などに多くの時間と手続を要するため、以下の期間は農業振興地域整備計画変更申請(除外・編入・用途変更)の受付を一定期間停止します。

◎申出受付停止期間 令和10年1月から令和10年12月末まで(予定)

※申出受付停止期間は、進捗状況により前後しますのでご了承ください。

令和10年に農振農用地区域内の土地を農地以外の目的(住宅・畜舎・農業用倉庫の建設など)に利用する場合は、早期に計画を進めていただき令和9年12月末までに手続きを済ませてください。

必要書類など 農用地利用計画変更申出書一式(農政課窓口にて配布)

問 農政課 農政係 ☎ 0986-76-8808

うそ電話詐欺にご注意ください

鹿児島県の令和7年特殊詐欺認知件数の合計が613件、被害総額は約33億1,900万円で、過去最高となった令和6年を大幅に上回り、極めて憂慮すべき状況にあります。

特に警察官などをかたり捜査名目で現金をだまし取る、いわゆる「ニセ警察詐欺」や「SNS型投資・ロマンス詐欺」を多く認知しています。

またこうした特殊詐欺には「+ (国番号)」から始まる国際電話が悪用されています。

特殊詐欺対策として警察庁推奨アプリ「詐欺対策」「詐欺バスター Lite」をインストールし、国際電話や詐欺電話をブロックしましょう。



問 曾於警察署
生活安全刑事課 生活安全係
☎ 0986-76-8808